

別冊

道路空間活用ワーキンググループ(WG)

歩行者空間創出の事例集

目 次

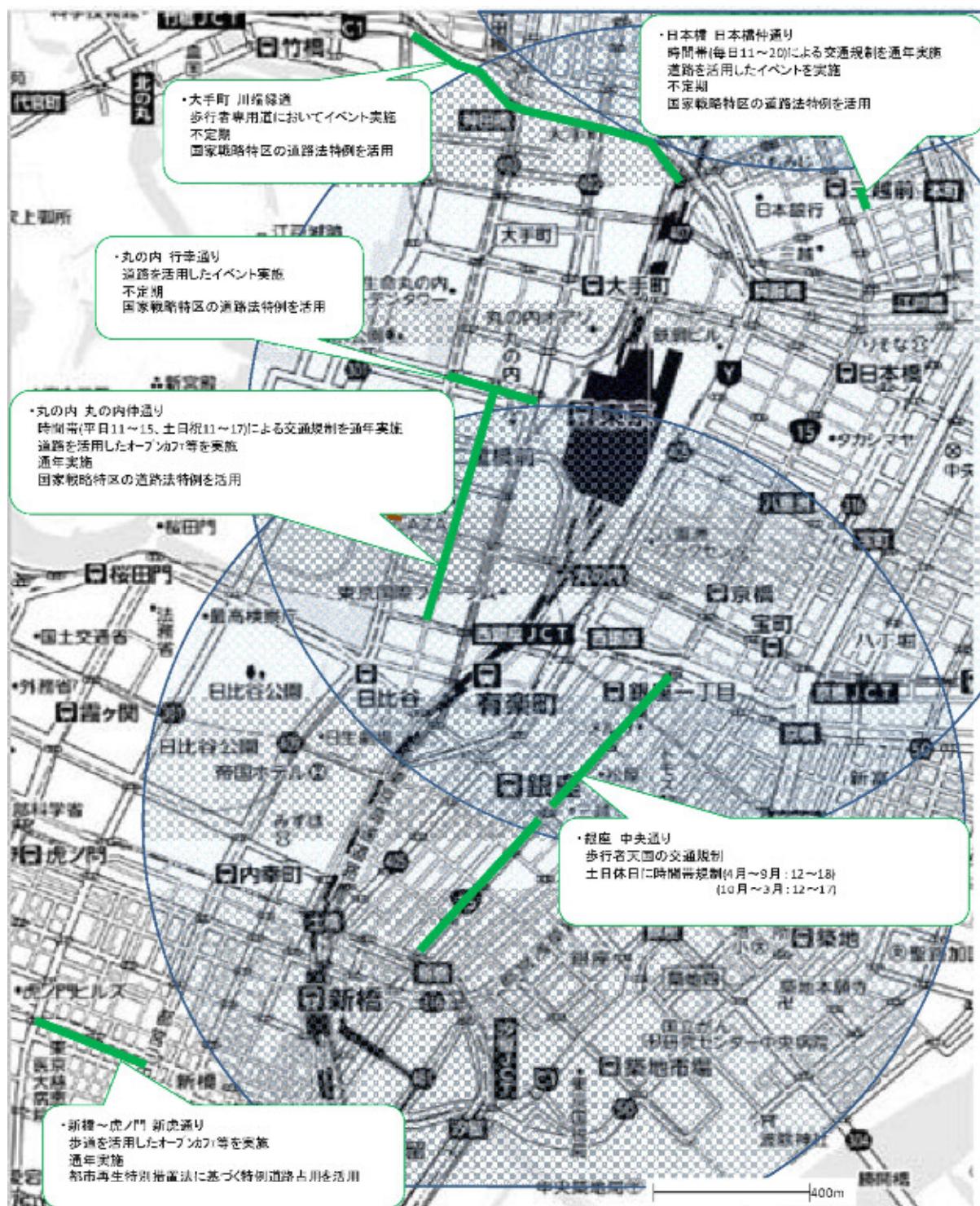
位置図

都心部での事例	1
副都心部での事例	2
池袋駅東口での事例	3

各地区の事例

大丸有（千代田区）	5
日本橋（中央区）	9
新虎通り（港区）	10
池袋駅東口周辺地区（豊島区）	12
池袋駅前グリーン大通り（豊島区）	13
新宿駅東口地区（新宿区）	15
新宿 モア四番街（新宿区）	17
八王子駅北口（八王子市）	20

都心部での事例



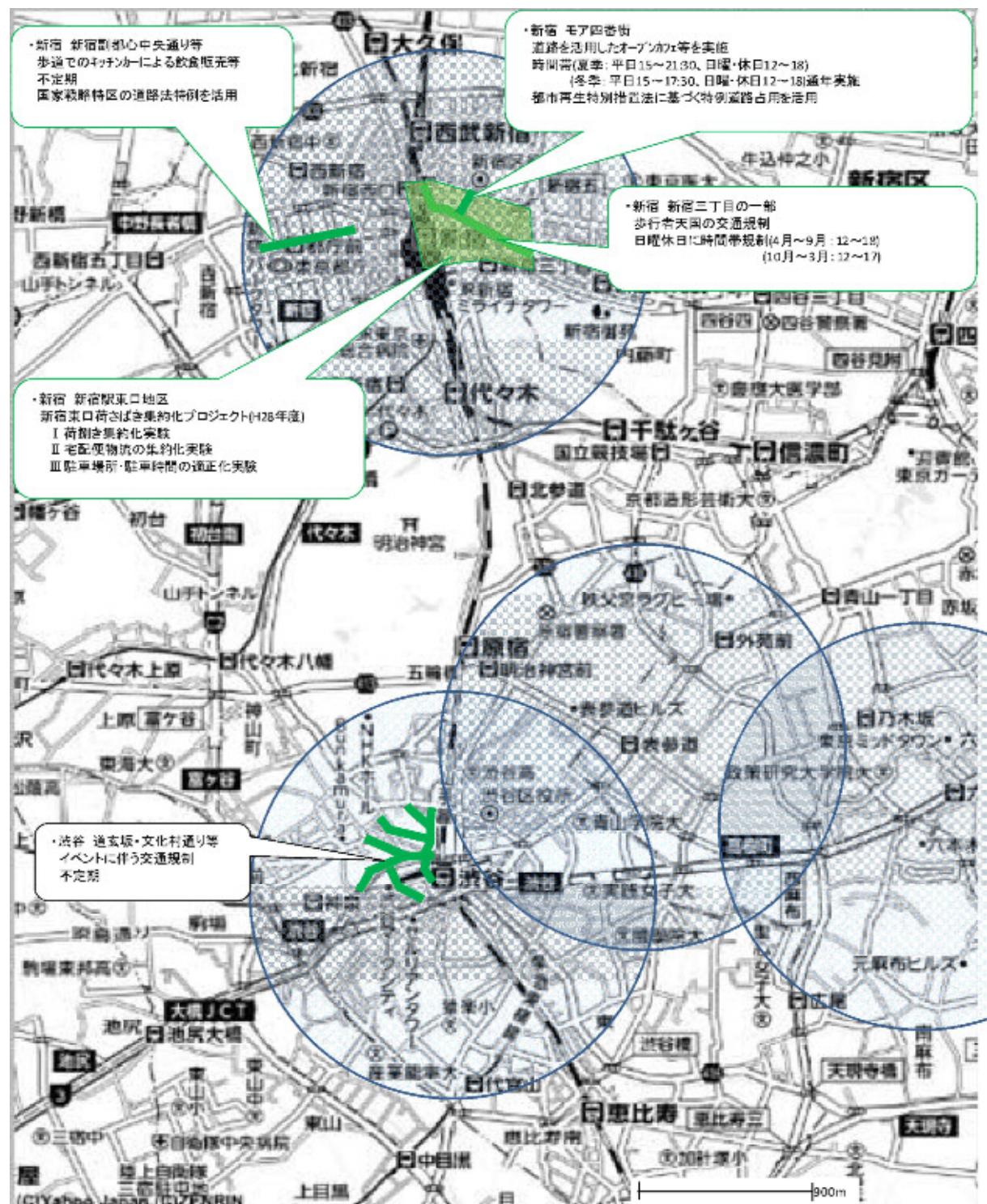
凡例

歩行者空間

歩行者空間創出に向けた社会実験

観光案内サイン重点整備エリア

副都心部での事例



凡例

歩行者空間

歩行者空間創出に向けた社会実験

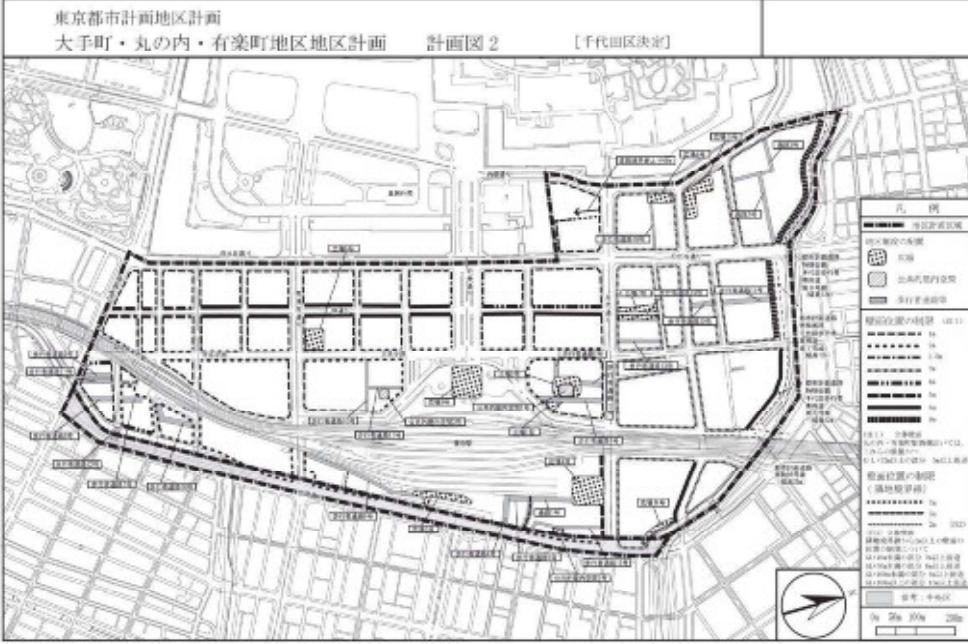
観光案内サイン重点整備エリア

池袋駅東口での事例



凡例

- 歩行者空間
- 歩行者空間創出に向けた社会実験

地区名	大丸有（千代田区）
施策	(1) 大丸有地区地区計画及び大丸有地区まちづくりガイドライン等の策定 (2) 丸の内仲通りの交通規制 (3) 道路上下空間を活用したイベント等実施
まちづくり方針・関連計画等	・ 大手町・丸の内・有楽町地区地区計画（千代田区） ・ 大丸有地区まちづくりガイドライン 2014（大丸有地区まちづくり懇談会） ・ 国家戦略特区 区域計画
目標	・ 都市環境や就業環境などの環境改善 ・ 地域の活性化 ・ 多様なコミュニティの形成
実施箇所	・ 丸の内仲通り、行幸通り、大手町川端緑道及び千代田歩行者専用道第5号線
実施主体	・ 千代田区 ・ 東京都 ・ 一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 ・ 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会（千代田区、東京都、まちづくり協議会、東日本旅客鉄道株式会社で構成） ・ NPO法人大丸有エリアマネジメント協会 ・ その他実行委員会等
実施内容・期間	(1) 大丸有地区地区計画（千代田区）及び大丸有地区まちづくりガイドライン 2014（大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会）等の策定 ・ 大丸有地区地区計画により、壁面の位置の制限を定め、快適な歩行者空間を確保  <p>東京都市計画地区計画 大手町・丸の内・有楽町地区地区計画 計画図2 [千代田区決定]</p> <p>（別紙付の番号）南千利津町1丁目1号～9号（承認番号）2009年6月16日実施規則第16号 （別紙付の番号）南千利津町1丁目1号～9号（承認番号）2009年6月16日実施規則第16号</p> <p>図 大丸有地区地区計画 計画図（壁面の位置の制限）</p>

・行幸通り、丸の内駅前広場を一体的に風格ある空間としていきます。
 ・日本橋川沿いを緑豊かな歩行者空間としていきます。

凡　例

- レベル1 / 風格のネットワーク
新宿少歩行ネットワーク
- レベル2 / 駅周辺歩行ネットワーク
新宿駅周辺歩行ネットワーク
- レベル3 / 街歩行ネットワーク
新宿駅周辺歩行ネットワーク
- レベル2 / 建物を横断するネットワーク
新宿駅周辺歩行ネットワーク
- レベル3 / 建物内歩行ネットワーク
新宿駅周辺歩行ネットワーク
- 歩道の整備状況と活用度
アリルム

図 大丸有地区まちづくりガイドライン 主要な歩行者ネットワークのイメージ(地上)

図 「丸の内仲通り」の様子（地区計画とガイドラインの実現）

(2) 丸の内仲通りの交通規制

- ・ 丸の内の仲通り（区道 114 号線及び 119 号線の一部）において、警視庁の協力の下、にぎわいある街並みを創るため、下記の通り車両の交通規制が試行されている。
- ・ 平成 27 年 7 月 31 日から交通規制の開始
 - 時間 平日は午前 11 時から午後 3 時まで
 - 土日、祝日は午前 11 時から午後 5 時まで

	<p style="text-align: center;">図 東京都 HP 資料</p> <p>(3) 道路上下空間を活用したイベント実施</p> <p>現在、「大手町・丸の内・有楽町地区 公的空間活用モデル事業 2016」を実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸の内仲通り等において、賑わいを創出する、立寄り・滞留機能としての移動店舗（キッキンカー等）やイス・テーブルを設置し、快適な国際的都市空間を創出 ・丸の内仲通り・行幸通り等において、都心型 MICE や都市観光の推進に資するイベントを実施 <p>丸の内仲通り、行幸通り等におけるエリアマネジメントに係る道路法特例の適用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 丸の内仲通り、行幸通り等の特例適用区域において、道路上下空間を活用したイベント実施、イベント開催時のオープンカフェ設置等による賑わいの創出、都市観光の推進を図る。（実施主体：大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会等）</p> <p>➡ 今秋、観光産業が一丸となって実施するJAPAN NIGHTを開催予定 (観光庁、日本政府観光局(JNTO)、公社)日本観光振興協会、(一社)日本旅行業協会が展開する「ジャパン・トラベル・ウィーク」の開会セレモニーである「JAPAN NIGHT」を実施予定)</p> </div> <p>■ 国家戦略道路占用事業の適用区域及び想定されるイベント例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>地上部分</p>  <p>オープンカフェ(丸の内仲通り) 丸の内仲通り(区道) 東京丸の内駅前(丸の内仲通り) 打ち水プロジェクト(行幸通り地上)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>地下部分</p>  <p>丸の内行幸マルシェ(行幸通り地下) 千代田歩行者専用道路第5号線(行幸通り地下) フル・ジユネ・オ・ジャポン「熱狂の日」音楽祭(千代田歩行者専用道路第5号線)</p> </div> </div>
手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域法の施行に伴う道路占用許可（エリアマネジメントに係る道路法道路占用許可の特例）

	<ul style="list-style-type: none"> 「しゃれ街条例」による公開空地の活用
実施後の効果	<p>「大手町・丸の内・有楽町地区 公的空間活用モデル事業 2015」におけるアンケート調査等による評価は以下の通り。発見された課題については引き続き「大手町・丸の内・有楽町地区公的空間活用モデル事業 2016」において検証中。</p> <ul style="list-style-type: none"> リフレッシュ場所としての期待 景観向上 エリア事業者やワーカー・各種活動の参画、リレーションにつながる
課題	<ul style="list-style-type: none"> エリアマネジメント組織としての自立的な運営の継続（財源） 荷捌き・違法駐車対策 安全な管理・運営・防災
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> 丸の内仲通りアーバンテラス（平日 11 時～15 時、土日祝 11 時～17 時）
本件に関する既存公表資料等	<ul style="list-style-type: none"> 大丸有地区まちづくり懇談会 HP NPO 大丸有エリアマネジメント協会 HP 東京圏国家戦略特区 第3回会議 東京都資料 大丸有まちづくり情報誌「ON!」 大手町・丸の内・有楽町地区公的空間活用モデル事業 HP

地区名	日本橋 (中央区)
施策	交通規制によるイベント等実施
まちづくり方針・関連計画等	
目標	歩行者の安全性の向上 ゆとりや豊かさが感じられ、ビジネス環境の価値も高まる歩行者中心の空間づくり
実施箇所	日本橋室町（特別区道中日第19号線の一部、約50m）
実施主体	地元事業者等
実施内容・期間	<ul style="list-style-type: none"> 通年（平成27年5月25日から試行） 平成28年5月12日から本格実施。 歩行者用道路 11:00~20:00  <p style="text-align: center;">図 交通規制実施区間</p> <ul style="list-style-type: none"> イベント等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①ニホンバシ桜屋台 日本橋地区の春のイベントである「日本橋桜フェスティバル2016」において特別区道中日第19号線の一部の道路上等で飲食店舗等を出店する「ニホンバシ桜屋台」を平成28年3月26日から27日まで実施。 ②Go for 2020 Street 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を高めるイベントである「日本橋シティドレッシング for TOKYO 2020」において特別区道中日第19号線の一部の道路上で3面LEDパネルに映像を映し出す体感イベント「Go for 2020 Street」を平成28年9月20日から10月10日まで実施。
手法	<ul style="list-style-type: none"> 車両（自転車を除く）の通行禁止
実施後の効果	<ul style="list-style-type: none"> 賑わい創出 歩行者の安全性確保
課題	
今後の予定	
本件に関する既存公表資料等	知事記者会見 (H27.5.22) 警視庁HP

地区名	新虎通り（港区）
施策	■都市再生特別措置法に基づく特例道路占用区域におけるオープンカフェの実施
まちづくり方針・関連計画等	■都市再生整備計画「環状2号線周辺地区」
目標	■オープンカフェや道路内店舗等の賑わいの連続により、シンボルストリートに相応しい歩いて楽しい空間を創出し、新虎通りならではの魅力をつくり出すこと。
実施箇所	■環状2号線（新虎通り）沿道
実施主体	■新虎通りエリアマネジメント協議会（一般社団法人新虎通りエリアマネジメント）
実施内容・期間	<p>■都市再生特別措置法に基づく特例道路占用区域におけるオープンカフェの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26.6より下記の特例道路占用区域においてオープンカフェを常設4店舗で実施。道路内店舗の建設（H29.2工事完了）により現在は2店舗にて営業中。 <p>オープンカフェ位置図</p> <p>▲特例道路占用区域と占用形態</p>

	 <p style="text-align: center;">▲オープンカフェ写真</p>
手法	<ul style="list-style-type: none"> ■ オープンカフェ及び道路内店舗の展開は、都市再生特別措置法に基づく特例道路占用区域の指定を受けた範囲内で行っている
実施後の効果	<ul style="list-style-type: none"> ■ オープンカフェによる賑わいの創出
課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 安定した活動資金の確保 ■ 協議会への地元参加者の拡大 ■ 新虎通り全体の賑わいの恒常的な創出
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路内建築を活用した「2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地方活性化推進首長連合」主催による「旅する新虎マーケット」の展開
本件に関する既存公表資料等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新虎通りエリアマネジメント HP